

[II] 討論要旨

* 市制町村制の施行と「むら」

。全国的に大区小区制をしたとき、旧兵庫県は、知事の神田孝平の独自な判断もあって、小区をおかなかつた。宝塚市内にある長谷というむらは昭和二〇年に西谷村へと合併するのであるが、いまでも旧いものが強く残っている。

。市制町村制による変化といえばあい、法制的側面では新町村で行政機能が移るが、生活実体つまり土木や産業の面では、行政村の常設吏員となつていて「むら総代」に行政権限が委譲されている。これは「むら」の協議議事録からわかるが、それらがしだいにまとめられて、ほぼ明治四十年代に「村法」となつていて。

。志摩の漁村では、明治前半期に「村ぎめ」が成文化してくる。明治八、九年、とくに地方税規則の公布などに対応して、生産規制や「クチギン」の徴収方法などでてくる。町村制といふ上からの体制的整備に対して、「村ぎめ」というと少し抵抗するような意味あいを感じるが、他方で、郡役所あたりからかなり指導があつてできていることも事実である。そういう意味で、「村ぎめ」「村法」がその形式、内容においてどう変化しているかを、上からの政策との対応で分析することが大事であろう。農村自治への接近の手がかり

をそこにみいだせるかもしない。

市制町村制の公布・実施というものは、当時の大課題であつたわけで、下からの抵抗もかなりきつかつたなかで、事実上内務官僚のペースでおし進められたといえる。だから、「むら総代」に生活実体上の権限が委譲され、旧自然村単位の機能が存続しているのではないか、という点についても、自由民権の終焉とあいまつて、行政の側が「むら」を組みこもうとする面を見逃してはならないのではないか。

* 「地方自治」あるいは「自治」について

。明治一七年の戸長官選制のころは、自由民権が終焉する時期で、報告のなかでも、「地方制度の整備」と言って「地方自治」とは言つていらない。戦前期において「地方自治」ということばはでてくるのか。

。もちろんでてくるが、使つているのは内務官僚である。こんにちでも問題があるわけだが、上から与えられた権限のなかでの「自治」ということであろう。

。「むら」財産の管理のしかたなどに、まさに「むら」の自治を問うことができるようと思うが、いまで政府は財産区なんかを市町村にひきつけていこうとしているわけで、端的にいえば、地方自治法のなかに自治ではなく、民法の私的権利の行使という点で自治が考えられるという、非常に矛盾した事態がある。

。「自治」といえばあい、それを攪乱するものがあればそれを処罰するという権限がないと自治とはいえないのではないか。ただそのばあい、その強制力が、國家権力という上位の概念を背景にしたければ発動されないという事態におかれることが多いようになる。

そうなるとやはり自治ではなくつてしまふ。「自治」「地方自治」「國の自治」といった概念を明確化することも課題になるよう思われる。

* 入会権と「むら」

。さきほど述べた宝塚市内の長谷のはあい、戦後、山を売ったときどう分配するかという規定をつくっている。そのさい、部落有財産とはなにか、ということも規定しているが、そこには、山はもちろん、道路、神社も含んでいる。そして、それに関する権利はむらに三十年以上本籍をおいていた者にあるとしている。ここには、法的、行政的な面からだけではとらええない「むら」をみるとができる。

。法的にとらええない、と言つても、誰を入会権者にするかというようなことは、「むら」の慣習に従う、と民法は決めているから、こういふばあいには「むら」じしんがもつていてる権能がいまだ大きな力をもつていてるということである。その点では、日本にはいまお入会林野が非常にたくさんあるから、そこにおける旧慣をどう評価してゆくかは、法律の分野でも実践的に大事な課題である。

。同じ利用権といつても、本当にフラットなればあい、分家が半分とか、田をもつてなければ入れないとか格差がついているばあい、そうした類型化の作業は社会学の仕事になるのである。

。国家の方は、新市町村の基礎がためのため、明治四十四年以降手をかえ品をかえ、入会権を弱くしようとしてきた。民法規定にもとづく入会権と、公有財産に対する旧慣使用権とでは全く異なるということである。

。「むら」財産は、こんにち一般的には解体の方向にあるが、「山が荒らされている、山を守らなければ」という現代的、政治的アプ

ローチで青年たちが中心となつて、新たに入会関係を発生させてい
る事例もある。

* 「むら」財産の解体と「むら」

○町村制公布のときに、「むら」財産の総有から共有へと変化した
地域がある。滋賀県には割山が多い。名義は「むら」でも実際は共
有になっている。宇治から南の京都もそうである。しかし、長野県
や兵庫県の但馬などは割山のなじまない地域のようである。

○入会をめぐる訴訟を行つてその費用の負積を返済するために「む
ら」財産を売つた、というケースがあるが、「むら」財産は消滅し
たが「むら」は残つてゐるということになる。

○宝塚の長尾山のばあいも、裁判に負けてその費用弁済に困つた。
官民有区分でとり上げられた土地の払い下げを別の裁判でとりかえ
し、それを売つて費用弁済にて裁判のやり直しにとりこんでいる。
だから、「むら」財産がなくなつたから「むら」は解体したとは簡
単に言えない。

○逆のケースもある。明治十四年に官役が決まり、それ以降たびた
び訴訟をやりかけるけれども、費用がたいへんだということでせず
に今日に到つてゐる。ここでは、もはや集団としての議決機関もな
く、それぞれ別の生活をしている。それでも「むら」といえるのか、
京都の町中の町内会とどう違うかということである。

○そうなると、いよいよ「むら」とは何かということになる。その
点、やはり神社（氏神）が重要ではないか。明治三十九年に一村一
社という行政が進められるけれども、これが案外遅れていてそれぞ
れに「むら」の祭りがもたれる、これが大事な点ではないか。それ
プラス「むら」の財産があればなお強くなるであろう。

○水のもつ意味も大きい。非常に公式的に言うと、山村のばあいは
山の問題で、水田を基礎とするところは水の問題であるということ
になる。